

平成22年7月26日

目黒区長 青木英二様

目黒区住宅政策審議会会長

中島明子

目黒区の家賃助成制度の拡充について（建議）

目黒区住宅政策審議会は、目黒区の住宅政策について議論を進めてまいりましたが、この度、家賃助成制度に関し、第5次目黒区住宅マスタープランの改定に併せてより充実した制度として提案できるよう、改定の議論に先行して意見を取りまとめましたので、目黒区住宅基本条例第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり建議します。

記

目黒区の家賃助成制度は、1991年（平成3年）に、他の区に先駆けて定住化対策として実施され、区民の居住の安定策として重要な役割を果たしてきたこと、及び家賃補助事業のモデルとして全国的にも高い評価を得てまいりました。しかし、バブル経済崩壊から都市再生の時代、国際金融危機を経て、住宅に困窮する区民がいることも踏まえ、改めて「家賃助成制度」について見直す必要があり、目黒区住宅政策審議会では、以下の基本的視点を明確にいたしました。

- (1) 家賃助成制度を公的住宅の補完と位置づけ、住宅確保要配慮者のうち、優先度の高い区民に対し、区が金銭による支援を行い、居住の安定をはかるための制度とする。
- (2) 高齢者世帯、障害者世帯、子どもを育成する世帯に対し、継続的な居住支援を行う。

については、上記の視点から、次のとおり、家賃助成制度の改定及びそれに伴う事業の見直しを行うことを要望いたします。

- (1) 高齢者及び障害者世帯に対しては、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように居住支援を行うため、助成期間を再検討し、資格要件を欠くまで継続して助成する制度とし、住み替えを条件とする家賃助成制度については廃止すること。
- (2) 子どもを育成する世帯に対しては、助成対象の所得制限を引き上げるとともに、ひとり親世帯を含めて支援を行うこととし、住み替え家賃助成は廃止して、制度を一本化すること。
- (3) 高齢者世帯など生活に困難な問題を抱えている世帯に対しては、生活（居住）サポート体制が不可欠であるため、家賃助成とともに、生活（居住）サポート事業を拡充すること。
- (4) 目黒区の家賃助成制度を拡充するために、区として財源を確保すること。
- (5) 国及び東京都に対して、特別区として、公営住宅整備の拡充と、それを補完するための「家賃助成」制度の創設、目黒区が実施してきたような家賃助成に対する財政支援を行うよう強く要望すること。

なお、(1)及び(2)の住み替え家賃助成については、立ち退き要求を受けた、あるいは、契約更新を拒まれた等、困窮度が高い世帯に対する支援については、廃止ではなく拡充すべきであるとの強い意見があり、この点については今後何らかの形で支援ができるよう、併せて要望いたします。

以 上

家賃助成に係る当初予算額の推移

(単位：千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
高齢者世帯等居住継続家賃助成	61,109	63,453	61,468	56,313	50,880	50,988	51,072
ファミリー世帯家賃助成	19,680	20,400	18,480	38,400	38,400	42,720	48,240
高齢者世帯等住み替え家賃助成*	52,023	42,291	35,468	28,888	26,495	24,516	20,886
中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成*	51,835	39,700	31,610	20,520	3,960	60	0
合 計	184,647	165,844	147,026	144,121	119,735	118,284	120,198

* 高齢者世帯等住み替え家賃助成及び中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成については、平成23年度をもって募集終了。